



長野県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
エフビー訪問介護こもろ	小諸市八満146番地1	平成16年5月1日
アイリスケアセンターおおまち	大町市大町2969番地39	〃 〃
はた敬老園ヘルパーステーション	東筑摩郡波田町3023番地	〃 〃
サポートステーションさくら	駒ヶ根市東伊那栗林2566番地	〃 〃

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グリーン訪問看護ステーション	須坂市仁礼7番地10	平成16年5月1日

(3) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会リハビリテーションセンター鹿教湯病院附属豊殿診療所	上田市殿城神林250番地4	平成16年5月1日

(4) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
浅井歯科医院	茅野市中大塩15番地59	平成16年3月1日
アルプス薬局	飯田市松尾新井7008番地3	〃 〃
松本協立病院	松本市巾上9番地26	平成16年3月12日
しおいり歯科医院	千曲市雨宮744番地5	平成16年3月18日

(5) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所ふらり	北佐久郡軽井沢町軽井沢1057番地25	平成16年5月1日
宅幼老所手と手	長野市若槻団地3番地17	〃 〃
宅老所たかちゃん家	池田町池田322番地1	〃 〃
はた敬老園デイサービスセンター	東筑摩郡波田町3023番地	〃 〃
通所介護事業所無暦日庵	塩尻市片丘道下11146番地	〃 〃

(6) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームさとび	塩尻市片丘道下11146番地	平成16年5月1日

(7) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンター佐久	佐久市岩村田5010番地1	平成16年5月1日
アイリスケアセンターおおまち	大町市大町2969番地39	〃 〃
株式会社星医療機器長野営業所	松本市芳川村井町774番地2	〃 〃
合資会社篠原綿店	佐久市鍛冶屋163番地	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社ライフケアのどか	長野市篠ノ井塩崎3757番地3	平成16年5月1日
はた敬老園居宅介護支援事業所	東筑摩郡波田町3023番地	〃 〃
アイリスケアセンターおおまち	大町市大町2969番地39	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第336号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
中野市在宅介護支援センター居宅介護支援事業所	中野市吉田123番地1	平成16年3月31日
下諏訪町指定居宅介護支援サービスセンター	諏訪郡下諏訪町557番地2	平成16年4月1日

高齢福祉課

長野県告示第337号

長野県長野建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(数値図化レベル2500)
- 2 作業期間 平成16年6月4日から平成17年3月10日まで
- 3 作業地域 上水内郡 信濃町 全域
上水内郡 戸隠村 全域
上水内郡 鬼無里村 全域

監理課

- 2 都市計画を定める土地の区域
飯田都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

長野県告示第340号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
明科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
明科都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び明科町役場

都市計画課

長野県告示第338号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影・都市計画基本図修正)
- 2 作業期間 平成15年12月16日から平成16年3月31日まで
- 3 作業地域 飯田市上久堅・下久堅・龍江・千代地内

監理課

長野県告示第341号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
波田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
波田都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び波田町役場

長野県告示第339号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画課

長野県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
穂高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
穂高都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び穂高町役場

都市計画課

長野県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
梓川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
梓川都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び梓川村役場

都市計画課

長野県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
三郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
三郷都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び三郷村役場

都市計画課

長野県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
堀金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
堀金都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び堀金村役場

都市計画課

長野県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
長野都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野市役所及び豊野町役場

都市計画課

長野県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
須坂都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課、須坂市役所及び小布施町役場

都市計画課

長野県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
軽井沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
軽井沢都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び軽井沢町役場

都市計画課

長野県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
豊科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
豊科都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び豊科町役場

都市計画課

長野県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
松本都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

長野県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成12年長野県告示第489号で定めた松本都市計画市街化区域
 - (2) 市街化調整区域
松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

長野県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
塩尻都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

長野県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成10年長野県告示第383号で定めた塩尻都市計画市街化区域

(2) 市街化調整区域

塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

長野県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

豊科都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成10年長野県告示第384号で定めた豊科都市計画市街化区域に豊科町大字豊科の一部を加える。

(2) 市街化調整区域

豊科都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び豊科町役場

都市計画課

長野県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成11年長野県告示第461号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市大字風間字芹土の各一部を加える。

(2) 市街化調整区域

長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野市役所及び豊野町役場

都市計画課

長野県告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成11年長野県告示第529号で定めた須坂都市計画市街化区域

(2) 市街化調整区域

須坂都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課、須坂市役所及び小布施町役場

都市計画課

長野県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月13日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

佐久市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画公園事業 5・5・2号 平尾山公園

3 事業施行期間

平成16年5月10日から

平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

選告示第10号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成16年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

平成16年5月13日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

名	称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
阿部みつお後援会		永田 広太郎	阿部 光 男	諏訪郡下諏訪町矢木東219
伊藤廣喜後援会		後町 昌 文	三ヶ野 原 博	諏訪市大字中州3889-7
医療情報公開制度研究会		大竹 伸 右	宮 永 伸 二	小諸市古城2-2-28-402
大島を愛する会		飛 沢 彰 一	荒 井 政 己	上高井郡小布施町大字大島11
大塚今朝美後援会		大塚 正 勝	志 摩 定 喜	南佐久郡臼田町大字常和408
奥原達幸後援会		奥 原 達 幸	小 林 栄 次	東筑摩郡波田町3023
神谷すすむ後援会		倉 島 孝 善	平 井 孝 雄	上水内郡牟礼村大字黒川1292
神田彰夫後援会		神 田 彰 夫	黒 田 強	伊那市大字伊那3340
北相木村平成同友会		坂 本 富 扶	半 田 文 恵	南佐久郡北相木村3787
廣喜会		伊 藤 廣 喜	三ヶ野 原 博	諏訪市大字中州3889-7
佐藤けさしげ後援会		神 津 正	上 田 袈裟重	佐久市大字長土呂396
東雲会（池田哲を励ます会）		堀 込 弘 国	宮 沢 七 郎	上高井郡小布施町大字雁田562
清水清利後援会		清 水 清 利	清 水 征 由	小諸市大字山浦609-1
村政に参加する村民の会大日方まさえ後援会		新 井 盛 登	中 沢 保 雄	上水内郡中条村大字中条4930
町政を活発にする会 田島いわお後援会		吉 池 龍 雄	田 島 次 男	更級郡上山田町大字上山田639
等々力納後援会		等々力 納	等々力 秀 夫	南安曇郡穂高町大字穂高2712
ニューイオンネットワーク		大竹 伸 右	宮 永 伸 二	小諸市古城2-2-28-402
降旗淳後援会		降 旗 公 男	熊 谷 寛 三	東筑摩郡四賀村大字会田3387
ふるさと活性の会		島 田 昭 平	湯 本 寛 文	中野市大字赤岩1326-ロ
若さと行動力の会		天 野 雅 勝	有 賀 純 一	伊那市大字伊那3320
涌富会		涌 井 亀巳夫	涌 井 勝 治	上高井郡高山村大字中山744
わたなべ正博後援会		竹 内 知	望 月 護	上田市大字下之郷473-1

選挙管理委員会